



## ◀ 狩猟に関する問合せ先 ▶

名 称	住 所	電 話
宮城県環境生活部 自然保護課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022(211)2673
大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	0224(53)3252
仙台地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒981-0914 仙台市青葉区堤通南宮町4-17	022(275)9253
北部地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229(91)0765
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 林業振興部森林管理班	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	0228(22)2133
東部地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7	0225(95)1486
東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部森林整備班	〒987-0511 登米市追町佐沼字西佐沼150-5	0220(22)6125
気仙沼地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226(24)8285

## 宮城県

## ◆ 1人1日当たりの捕獲数の制限

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1日当たりの捕獲数の上限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して5羽（網を使用する場合 にあつては、法第11条第2項に基 づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の 捕獲等をする期間ごとに200羽）
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ及びキジ（コウライキジを含む）	合計して2羽
コジュケイ	5羽
バン	3羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

## ◆ 宮城県内における狩猟による年度別捕獲数

狩 猟 鳥 類				単位：羽			
種 名	年度別捕獲数			種 名	年度別捕獲数		
	R元	R2	R3		R元	R2	R3
オオタカ	-	-	1	スズガモ	11	2	6
ゴイサギ	-	-	1	クロガモ	10	2	4
キジ	2,058	1,989	1,566	バン	-	-	-
コウライキジ	-	-	-	タシギ	-	1	2
ヤマドリ	576	879	418	ヤマシギ	2	1	-
エゾライチョウ	-	-	-	キジバト	298	796	530
コジュケイ	3	9	4	ハシブトガラス	141	157	124
オナガガモ	669	775	358	ハシボソガラス	113	124	85
コガモ	1,002	980	591	ミヤマガラス	1	5	6
ヨシガモ	2	2	2	カラス類	-	-	29
マガモ	3,576	5,088	3,803	スズメ	786	876	1,062
カルガモ	2,020	2,203	1,480	ニュウナイスズメ	-	2	-
ヒドリガモ	16	19	12	ヒヨドリ	45	52	40
ハシビロガモ	7	8	7	ムクドリ	12	15	27
ホシハジロ	16	5	6	カワウ	80	128	88
キンクロハジロ	29	9	9	鳥類(種不明)	-	-	17
				11,473	14,127	10,278	

狩 猟 獣 類	単位：頭		
種 名	年度別捕獲数		
	R元	R2	R3
ツキノワグマ	2	1	1
イノシシ(イ/ブ)	1,476	1,175	942
オスジカ	164	173	-
メスジカ	209	221	-
シカ(性不明)	11	10	249
キツネ	19	7	14
タヌキ	118	97	114
アナグマ	4	11	9
テン	4	5	1
ミンク	-	-	-
アライグマ	-	6	-
ハクビシン	17	13	12
シマリス	-	-	-
タイワンリス	-	-	-
オスイタチ	1	-	-
シベリアイタチ	-	-	-
ノウサギ	17	3	5
ユキウサギ	-	-	2
ノネコ	-	-	-
ノイヌ	-	-	-
ヌートリア	-	-	-
2,042	1,722	1,349	

### ◇ イノシシとニホンジカの狩猟について

- イノシシについて  
（第四期宮城県イノシシ管理計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）
  - 狩猟期間の延長  
令和5年2月16日から令和5年3月31日まで、一部地域(2)参照)でイノシシを  
狩猟できる期間が延長されます。
  - 狩猟期間の延長の対象区域  
仙台市、石巻市、気仙沼市、登米市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、  
富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、  
松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町
  - 猟法  
狩猟期間が延長される間のイノシシの猟法は、通常の狩猟期と同様になります。
- ニホンジカについて  
（第三期宮城県ニホンジカ管理計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）
  - 狩猟期間の延長  
令和5年2月16日から令和5年3月31日まで、一部地域(2)参照)でニホンジカ  
を狩猟できる期間が延長されます。
  - 狩猟期間の延長の対象区域  
石巻市(金華山を除く。)、気仙沼市、登米市、大崎市、栗原市、女川町及び南三陸町
  - 捕獲数の上限  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正により、  
捕獲数の上限はなくなりました。
  - 猟法  
狩猟期間が延長される間のニホンジカの猟法は、通常の狩猟期と同様となります。

## ◆ 狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩 猟 鳥 獣 の 種 類		狩猟のできる期間
鳥 類 (26種)	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ（コウライキジを含む）、コジュケイ、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ	毎年11月15日から 翌年2月15日まで ※ただし、ニホンジカ 及びイノシシについて は、一部地域で狩猟期 間を延長しています。 詳しくは、この面の左 下を参照
獣 類 (20種)	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、オスイタチ、シベリアイタチ（長崎県対馬市の個体群以外の個体群）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	

- ※ メスマドリ及びメスキジについては、狩猟鳥獣ではありますが、令和4年9月15日から令和9年9月14日まで捕獲が禁止されています。
- ※ ニホンジカは、石巻市(金華山を除く。)、気仙沼市、登米市、大崎市、栗原市、女川町及び南三陸町  
においては、狩猟期間が11月1日から翌年3月31日までとなります。
- ※ イノシシは、仙台市、石巻市、気仙沼市、登米市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、  
富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、  
利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町においては、狩猟期間が11月1日から  
翌年3月31日まで。

## ◆ 鳥獣保護、銃猟の禁止場所等

捕 獲 禁 止 の 場 所	鳥獣保護区（特別保護地区を含む）、休暇区、公道、公園、社寺境内、墓地	
銃 猟 の 禁 止	場 所	特定猟具使用禁止区域（銃）、住居が集合している地域、多数の者の集合する場所
	時 間	日の出前、日没後
	方 向	弾丸の到達するおそれのある人、飼養・保管されている動物、建物、電車、自動車、船舶等
狩 猟 の 承 諾 等	垣、さく等で囲まれた土地、作物のある土地	
狩 猟 の 禁 止	危険防止	爆発物、劇薬、毒薬、銃銃、危険なわな、落とし穴
	狩猟鳥獣保護	① ヌキウサギ、ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲等するため、はり網を使用する方法 (人が操作することによって、はり網を動かして捕獲等する方法を除く。) ② 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法 ③ 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法 ④ 構造の一部として3発以上の実包を充填することのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法 ⑤ 装薬銃であるライフル銃（ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ（イノブタを含む）及びニホンジカにあつては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る）を使用する方法 ⑥ 空気散弾銃を使用する方法 ⑦ 同時に31以上のわなを使用する方法 ⑧ わなを用いて狩猟鳥、ヒグマ、ツキノワグマを捕獲等する方法 ⑨ イノシシ、ニホンジカの捕獲等するため、くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4mm未満であるものに限る。）を使用する方法 ⑩ ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）を使用する方法 ⑪ 狩猟者の住所、氏名、登録した知事名、登録年度、登録番号を1字の大きさが縦1cm以上、横1cm以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付けない網又はわなを使用する方法 ⑫ 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせる方法、法定猟具を使用する方法以外の方法により捕獲等する方法 ⑬ とらばさみ、つりばり、とりもち又はおしを使用する方法 ⑭ 矢を使用する方法（吹き矢、クロスボウ（ボウガン）を含む） ⑮ キジ笛を使用する方法 ⑯ ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ（コウライキジを含む。）を捕獲等するため、テープレコーダーなどの電気音響機器を使用する方法

## ◆ 猟場における注意事項

- 狩猟事故、狩猟違反の防止に努めましょう。
- 捕獲目的鳥獣の生態を十分研究しましょう。
- 狩猟鳥獣であっても、とっさの場合には発砲しないでしましょう。
- ゴイサギとバンについては令和4年9月15日より非狩猟鳥獣となりましたので、  
注意願います。
- メスマドリ及びメスキジについては、狩猟鳥獣ではありますが、  
令和4年9月15日から令和9年9月14日まで捕獲が禁止されています。
- 生息数の減少等によりヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモの捕獲の自粛について御協力をお願いします。
- 次の日程で県内又は全国一斉にガンカモ類の生息調査を実施しますので、  
カモ類の狩猟を行わないよう御協力をお願いします。  
県内：令和5年1月16日の前後1週間の内、1日間  
全国：令和5年1月中旬
- 国有林で狩猟を行う場合は、各森林管理署へ入林手続きをしましょう。

- 宮城北部森林管理署  
大崎市古川東町5-32  
0229(22)2074
- 仙台森林管理署  
仙台市青葉区東照宮一丁目15-1  
022(273)1111



## ◆ 宮城県(仙台市)における日の出、日の入の時刻(令和4年度)

緯度:38.267 経度:140.867 標高:0.0 標準時:9

年	日	1 日		15 日	
		日の出	日の入	日の出	日の入
2022	11			6：17	16：25
	12	6：34	16：17	6：46	16：17
2023	1	6：53	16：27	6：52	16：40
	2	6：42	16：58	6：28	17：14
	3	6：09	17：29	5：49	17：43

注：日の出、日の入の時刻は、日付及び地域によって異なるので  
新しい新聞等で必ず確認の上、出猟してください。

発 行	宮城県
編集・問合せ先	宮城県 環境生活部自然保護課 〒980-8570 住 所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電 話 022(211)2673 FAX 022(211)2693
発 行 年 月	令和4年10月